

# 火災予防の手続には

## 電子申請 が便利です



### 電子申請が可能な届出等が 48様式に増えました

#### いつでも

24時間365日時間を問わず申請が可能です。

#### どこでも

パソコン・スマホ・タブレット(※)から、場所を問わず申請が可能です。

#### 簡単に

- ① 旭川市のホームページから申請したい届出様式をダウンロード
- ② ダウンロードした届出様式に必要事項を入力して届出を電子データで作成
- ③ 必要な場合は、添付書類を事前に電子ファイル化して用意 ⇒ 簡単申請！



申請ページはこちらから

#### 申請時の注意事項

電子申請の場合、控書類等の返却はありません。  
消防機関の受付印等が押印された控書類等を必要とする場合は、これまでのとおり、窓口又は郵送による届出を行ってください。なお、郵送の場合は返信用封筒が必要です。

申請書類の確認作業に数日いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 電子申請の手続きは

旭川市のホームページの「旭川市へのオンライン申請」  
「消防・救急」カテゴリー→「各種消防本部・消防署へ提出する申請、届出等」  
↓  
消防本部予防指導課「申請・届出様式出力ページ」  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/557/559/p0078141.html>  
※「マイナポータルぴったりサービス」でも上記ページに行けます。

#### 電子申請可能な手続の一例 (令和6年4月1日現在)

- |                        |                                     |
|------------------------|-------------------------------------|
| ① 防火(防災)管理者選任(解任)届出書   | ⑧ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書           |
| ② 消防計画作成(変更)届出書        | ⑨ 工事整備対象設備等着工届出書                    |
| ③ 統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書 | ⑩ 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書             |
| ④ 全体についての消防計画作成(変更)届出書 | ⑪ 自衛消防訓練通知書                         |
| ⑤ 自衛消防組織設置(変更)届出書      | ほか、37様式の手続きが可能となりました。               |
| ⑥ 防火対象物点検結果報告書         | 詳細は消防本部予防指導課「申請・届出様式出力ページ」を御確認ください。 |
| ⑦ 防災管理点検結果報告書          |                                     |

※電子申請を行う際は、使用する機器にExcelやWord、PDF等を使用できるものがが必要です。

また、申請した内容の処理状況は申請者本人が随時、照会することが可能です。

届出書について担当部署による内容確認後、受付処理が完了した旨を電子メールによりお知らせします。

電子申請方法に関するお問い合わせ先  
旭川市消防本部 予防指導課  
TEL:0166-74-3584(直通)

Eメール:  
yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp